

共働事業提案制度検討部会運営要綱

(趣 旨)

第1条 福岡市市民公益活動推進審議会の部会として、共働事業提案制度について検討するため、共働事業提案制度検討部会（以下「検討部会」という。）を設置し、運営に必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 検討部会の所掌事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 共働事業提案制度の検討に関すること
- (2) 審査基準、共働事業評価に関すること
- (3) その他制度について必要な事項に関すること

(組 織)

第3条 検討部会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 福岡市市民公益活動推進審議会委員
- (2) 学識経験者
- (3) NPO・ボランティア関係者
- (4) 地域活動アドバイザー
- (5) 市職員

(任 期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成20年3月31日までとする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長)

第5条 検討部会に、部会長を置くものとし、委員の互選により定める。

2 部会長は、会務を総理し、検討部会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。

3 部会長に事故があるとき、又は欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会 議)

第6条 会議は、部会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 部会長は、必要があると認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

4 検討部会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、部会長の決するところによる。

(会議の公開)

第7条 会議は、原則としてこれを公開する。

(庶務)

第8条 検討部会の庶務は、市民局コミュニティ推進部市民公益活動推進課において行う。

(その他の事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討部会の運営に関し必要な事項は、部会長が会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成19年5月14日から施行する。